

ベトナム競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修の実施について

平成27年5月12日

公正取引委員会

公正取引委員会は、下記のとおり、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）の協力の下、独占禁止法と競争政策に関するベトナム向けの技術研修を東京において開催することとしました。本研修は、ベトナムの競争当局であるベトナム競争庁の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、ベトナムにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、平成20年度から開催されているものであり、今回が13回目の開催となります。

なお、ベトナム競争庁に対しては、平成20年9月から、当委員会の職員1名をＪＩＣＡ長期専門家として派遣し、現地における技術指導を実施しています。

記

- 1 期 間：平成27年5月13日（水）～22日（金）
- 2 開催場所：公正取引委員会及びＪＩＣＡ東京国際センター（東京）
- 3 参 加 者：ベトナム競争庁の職員8名
- 4 実施機関：公正取引委員会及びＪＩＣＡ
- 5 研修概要：学識経験者による独占禁止法及び競争政策の解説、公正取引委員会職員による独占禁止法違反事件に係る審査手続の紹介等

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房国際課
	電話 03-3581-1998（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/